

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例概要

1 適用区域の追加等

本条例の適用区域として、東京都市計画文花二丁目南地区地区計画に係る東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域を追加し、同区域における建築物の制限等を定める。

	東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域		
	ものづくり研究 開発地区	墨114号線 沿道地区	明治通り沿道地区
建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの（接待飲食等営業、遊技場営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物）		
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル	60平方メートル	
適用除外	※公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する土地		
建築物の壁面の位置の制限	計画図に示す壁面の位置の数値		
適用除外	※基準時（建築基準法第3条第2項の規定により、この条例による改正後の条例の規定の適用を受けない期間の始期）以前に存する周辺環境に配慮する外壁のうち遮音壁等		
建築物の高さの最高限度	40メートル	17メートル	28メートル
	※基準時以降の新築及び増改築により生じる日影のうち、敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の敷地外に係る日影については、基準時において存する建築物（基準時において建築中である建築物の完成後のものを含む。）により生じる日影より増加してはならない。		

※ 上記制限のほか、都市計画において「建築物等の形態又は色彩その他の意匠」等に係る制限が定められており、建築物の形態、屋外広告物等については、周辺の街並みや地区全体の景観的調和に配慮して建築等を行うこととしている。

2 旅館業法の改正に伴う所要の規定整備

旅館業法の一部改正（29.12.15公布、30.6.15一部施行）により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

3 施行期日

公布の日

(参考)

東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域

